

○さど未来創造・戦略推進会議開催要綱

令和3年10月1日

告示第340号

(趣旨)

第1条 この告示は、佐渡市総合計画及び諸計画等の重要な施策に関する計画（以下「総合計画等」という。）の一体的な推進に当たり、広く有識者、市民等からの意見、助言等（以下「意見等」という。）を求めるため、さど未来創造・戦略推進会議（以下「会議」という。）を開催することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 会議において意見等を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画等の推進、検証に関する事項
- (2) 総合計画等の見直し等に関する事項
- (3) 未来創造に向けた持続可能な地域づくりに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、未来創造に向けた持続可能な地域づくりを推進するために必要な事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

- (1) 地域団体等の関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 産業界及び金融機関の関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(座長)

第4条 会議の参加者は、その互選により会議を進行する座長を定めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第6条 会議の開催期間は、おおむね2年間を目途とする。

(守秘義務)

第7条 会議の参加者及び関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。会議が終了した後も、同様とする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(佐渡市将来ビジョン等策定・推進会議開催要綱の廃止)

2 佐渡市将来ビジョン等策定・推進会議開催要綱（平成27年佐渡市告示第41号）は、廃止する。